

どこまで申請すべきなのか?各種試験の詳細は?何をすると違反になる?違反したら何が起ころ?安衛法との関連は?実務で知りたい情報が満載!!化審法対応に必携の書

# 化審法申請の実務

～各種届出・申出の詳細と各種試験法及び違反・罰則～

●発行 2016年3月25日 ●定価 38,500円(税込(消費税10%)) ●体裁 B5判ソフトカバー 163ページ

## ○化審法とは?そしてその対象は?

化審法の詳細からどこまでが化審法の対象となるのか、「化審法における」化学物質の分類までわかりやすく表記化学物質なのか製品なのか?既存化学物質なのか新規化学物質なのか?第1種?第2種?監視?優先評価?一般化学物質?申請の種類は?免除の対象は?

## ○既存化学物質・新規化学物質の届出・申出の実務について詳解!

既存化学物質と一般化学物質の違いは?届出不要の化学物質は?優先評価化学物質・監視化学物質・第一種特定・第二種特定化学物質 それぞれの届出は?新規化学物質の事前届出とは?事前届出が不要の場合は?少量新規化学物質の申出はどうすればよい?中間物の内容は?必要書類から時期まで実務の流れを完全記載!

## ○化審法に必要な試験とその詳細、結果の解釈までわかりやすく記載!

安全性試験・分解度試験・濃縮度試験からオクタノール、生態毒性、魚類、復帰突然変異試験等多数の試験を網羅届出物質が分解度試験で完全に分解したら?等 実務で知りたい細かいところも確認できます!

## ○高分子化合物の扱いも重点的に解説!

高分子フロースキーム試験の流れは?低懸念ポリマーの定義は?低懸念ポリマー確認申出と新規高分子化合物届出の違いは?

## ○化審法に違反したらどうなる??

化審法・安衛法における罰則を解説!何をしたら違反になってしまうのか?違反例も紹介違反をしてしまったらどう動くべきなのか?押さえておきたい場合別の対応も掲載!

## ○安衛法との関係は?

化審法と労働安全衛生法との関係は?新規化学物質の事前届出は?試験研究用途って?試薬の扱いは?少量新規化学物質、新規化学物質の製造(輸入)届..化審法との違いは?整合性は?

【著者】 合同会社ハトケミジャパン 代表 宮地 繁樹 氏

1993年 (財)化学検査協会(現、一般財団法人化学物質評価研究機構)入所 化審法に基づく化学品の安全性試験、研究に従事  
1997年~2000年 経済協力開発機構(OECD)に出向 化学物質安全管理プログラム、テストガイドラインプログラム等に従事  
2000年 (一財)化学物質評価研究機構に復職 国内外における化学品の安全性評価、研究に従事  
2015年 (一財)化学物質評価研究機構を退職 合同会社ハトケミジャパンを設立  
専門: 化学品の安全性評価、国内外の法規制対応

詳細な目次はHPに掲載しております → <https://johokiko.co.jp/publishing/BC160303.php>  
または「情報機構 BC160303」と検索!

### ★書籍申込書

FAX: 03-5740-8766、または、 → <https://johokiko.co.jp/publishing/BC160303.php>  
※FAX番号はくれぐれお間違えの無い様お願い致します。

(書籍申し込み要領)

- ◎右記記入の上、FAXでお申込を承ります。
- ◎お申込書を確認次第、書籍、請求書および振込要領をお送りいたします。
- ◎未発刊の書籍をお申込の場合、申込書を確認次第、受領書をお送りいたします。発刊時に弊社より書籍、請求書および振込要領をご送付いたします(送料は弊社負担)
- ◎お支払いは請求日翌月末日までに、銀行振込にてお願いいたします。原則として領収証の発行はいたしません。
- ◎振り込み手数料はご負担ください。
- ★ <https://johokiko.co.jp/>の申込みフォームからも承ります!

書籍名 HP【BC160303】 化審法申請の実務 書籍		冊数 ____冊 ※記入の無い場合は1冊
会社名		
所属部課・役職等		
申込者氏名	TEL	FAX
E-MAIL	上司役職・氏名	
住所〒		
備考		
ご案内をご希望の場合は今後の案内方法にレ印を記入下さい(複数回答可) <input type="checkbox"/> e-mail <input type="checkbox"/> FAX <input type="checkbox"/> 郵送		

ご連絡頂いた、個人情報は弊社商品の受付・運用・商品発送・アフターサービスのため利用致します。今後のご案内希望の方には、その目的でも使用致します。今後のサービス向上のため「個人情報の取扱に関する契約」を締結した外部委託先へ、個人情報を委託する場合があります。個人情報に関するお問合せ先 [policy@johokiko.co.jp](mailto:policy@johokiko.co.jp)